

令和5年度 事業計画

相談支援事業所わかすぎ

1. 基本方針

障害者(児)の自立した社会生活を支え、障害者(児)の抱える状況に応じた課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援を始め、多岐にわたる様々な生活上の悩みについての相談に応じ、障害福祉サービスの利用のための情報提供や支援を、一人ひとりの障害者(児)の個性や主体性を尊重して行います。

また、行動障害支援体制及び精神障害者支援体制を引き続き整えて、障害者に寄り添った対応をしてまいります。

新型コロナウイルスについて、引き続き感染防止対策等を行ってまいります。

2. 事業内容

(1) 指定特定相談支援

- ①基本相談支援
- ②地域の障害福祉サービス事業者等の情報提供
- ③訪問によるアセスメント
- ④サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見聴取
- ⑥訪問によるモニタリング
- ⑦前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

(2) 指定障害児相談支援

- ①基本相談支援
- ②地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- ③訪問によるアセスメント
- ④障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の作成
- ⑤サービス担当者会議の開催等による専門的な意見の聴取
- ⑥訪問によるモニタリング
- ⑦前各号に掲げる相談支援等に附帯する便宜

3. 職員構成

(人)

管理者	相談支援専門員	事務員	計
1 [兼務]	1	1 [兼務]	3

※管理者及び事務員は、若杉作業所と兼務。

※相談体制強化のため、相談支援専門員の複数化を検討していきます。

4. 新型コロナウイルス感染症対策

3密を避けるため、相談室では、換気扇、空気清浄機を設置しています。感染拡大時には、直接接触する機会をできるだけ避けるため、電話やパソコンを利用して相談を受ける等相談室を利用しなくても対応できる工夫をしております。

5. 会 議

◎昭和区自立支援連絡協議会 相談支援部会

月1回、昭和区内の相談支援事業所が集まり、事例検討や近況報告・情報交換等を行います。

◎昭和区自立支援連絡協議会 精神障害者支援部会

2か月に1回、昭和区内の精神障害者支援に関わる事業所が集まり、精神障害者への支援に関する相談や研修会等を行います。

◎瑞穂区自立支援連絡協議会 相談支援部会

月1回、瑞穂区と近隣区の相談支援事業所が集まり、近況報告や情報交換、研修会等を行います。

◎その他

上記の他、必要な会議に参加し、情報収集や関係機関との連携に努めます。

6. 職員研修

虐待防止のための指針に基づき虐待防止研修を実施するほか、各種団体開催の研修や法人が開催する研修会に積極的に参加します。

7. 広報活動・ネットワーク作り

区役所、区保健センター、区社会福祉協議会、区基幹相談支援センター、各事業所等関係機関との連携や交流を深め、ネットワーク作りに努めます。